

北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻に対する認証評価結果

I 判定

2024年度公共政策系専門職大学院認証評価の結果、北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻は本協会の公共政策系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2030年3月31日までとする。

II 総評

北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻は、固有の目的として、「公共政策に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に行うことにより、国、地方公共団体、国際機関等において公共政策及び公共サービスに関する企画、立案、実施、評価等を担う専門家及び職業人を養成すること」を掲げたうえで、より具体的な教育目標として、「公共政策にかかわる専門的素養を身に付け、社会の様々な問題解決に向けたアプローチを構築する人材の育成」を設定し、法学研究科・経済学研究院・工学研究院が協力する体制のもと、教育研究活動を展開している。

当該専攻では、これらの目的や教育目標を敷衍するため、「文と理の融合」「理論と実践の架橋」「『グローバル』な視点」及び「北海道発の公共政策」という「4つのkey word」を設定して教育に取り組んでいる。このキーワードは単なる標語にとどまるものではなく、それらの実現に向けた教育や運営体制が着実に整えられている。とりわけ、当該専攻の特色として評価に値するのは「文と理の融合」である。このような考え方自体は、近年のAIの発展やデータサイエンスの重要化という時代背景のもとで、社会的にも浸透しているとはいえ、その実装化にはさまざまな困難が予想される。これに対して、当該専攻は、「公共経営コース」「国際政策コース」とともに、「技術政策コース」を設けて、理系人材の育成に力を入れているのみならず、文字通りの文理融合的な取組みも熱心に行っており、社会科学系と自然科学系の教員が密接に連携しつつ展開する授業を開講したり、3コースそれぞれにおいて、学生が志向する分野とは異なる分野の必修科目を指定し、文系の学生が理系科目を、理系の学生が文系科目を履修するように促すカリキュラムを編成したりするなど、特色ある教育を行っている点は評価できる。

「理論と実践の架橋」「『グローバル』な視点」、さらに「北海道発の公共政策」といった理念に関しても、さまざまな取組みを通じて、その実質化を図っている。例えば「事例研究科目」では、実際の政策形成に携わっている国や地方自治体の行政職員、ジャーナリスト、企業経営者、研究者などを招き、ケースメソッド、ワークショップ、フィールドワークといった方式を用いて実践的な授業を展開している。実務家教員が中心となって開

講している「社会調査法」「政策討議演習」では、北海道内の地方自治体が抱える政策課題について、アンケート調査や現地でのフィールドスタディ、関係者へのインタビューなどを通じて学生が調査・分析し、課題解決に向けた政策提言を行っている。このような創意工夫された科目の開設を通じて、「理論と実践の架橋」「『グローバル』な視点」「北海道発の公共政策」という理念の実現に向けて努力している姿勢が伺える。

さらに、この種の実践性の高い学修を実質的な形で実施できるよう、北海道内の地方議会や自治体との間で包括的な連携協定を精力的に締結していることは、優れた特長として高く評価できる。また、道内の自治体からの研究事業の受託、民間企業との連携協定の締結、地方議員・自治体職員向けのサマースクールの実施、市民向けシンポジウムの開催、『年報 公共政策学』の刊行など、社会・地域連携、情報発信にも積極的に取り組んでいることも評価に値する。

学生指導や支援においても、きめ細かな体制を構築しており、社会人学生に配慮した時間帯での授業開講、オンライン授業の活用、毎学期の履修・進路指導、学生の自主組織である院生協議会との意見交換、技術政策コース入学者を対象とした「HAT奨学金」や1年次以外の成績優秀者を対象とした「HOPS奨学金」の独自運用、海外留学の促進を意図した各種奨学金など、さまざまな学生指導・支援体制を整えている。

このように、さまざまな特長や特色を備え、優れた取組みを進めていることは高く評価できる。しかし、それ故にこそ、それらの取組みを継続的・長期的に維持・発展させることができるかが、今後の課題となりうる。例えば、地方自治体等との連携について、それ自体は高く評価できるものの、担当教員の属人性に委ねられる部分が多く、長期的にいかに関係を維持させるか、あるいは見直しを進めていくかを、組織全体としても検討していく必要があるだろう。加えて、教員の安定的な確保など教育研究体制の整備・改善も重要である。

環境変化への対応も課題となる。学生の多様化やニーズの変化など、当該専攻が発足した当初とは異なる状況も見られることから、環境変化に対して、当該専攻としていかに対応するかについては、組織的に検討を深めるべき事項である。これらの課題に対しては、「教育課程編成検討委員会」において、カリキュラムや開講科目等について全体的に検討・見直しを進めていくとしているため、現在の特長や特色を生かしつつ進めることで、当該専攻の長期的・持続的な発展を期待したい。

III 公共政策系専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目1：目的の設定及び適切性】

当該大学における専門職大学院課程は、「北海道大学大学院通則」に定める「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という

北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻

目的のもとで設置されている。当該専攻では、これを踏まえて「北海道大学大学院公共政策学教育部規程」（以下、「教育部規程」という。）において、固有の目的を「公共政策に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に行うことにより、国、地方公共団体、国際機関等において公共政策及び公共サービスに関する企画、立案、実施、評価等を担う専門家及び職業人を養成すること」と設定しており、これは専門職大学院設置基準に規定する専門職大学院の目的に適ったものといえる（評価の視点 1-1～1-3、点検・評価報告書 2 頁、資料 1-01「公式ホームページ-HOPS とは」、資料 2-05「教育部規程」、資料 5-06「北海道大学大学院通則」）。

当該専攻は、「北海道大学が掲げる 4 つの基本理念」である「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」のもと、「公共政策にかかわる専門的素養を身に付け、社会の様々な問題解決に向けたアプローチを構築する人材の育成」を教育目標としており、この理念を具体化したものとして「4 つの key word」を設定し、「文と理の融合」「理論と実践の架橋」「『グローバル』な視点」及び「北海道発の公共政策」を掲げている。具体的には、「文と理の融合」については法学研究科・経済学研究院・工学研究院との協力のもと、既存の学問分野や専門領域を超えて公共政策に必要な学問領域を横断的かつ体系的に学修することができるとしている。また、実務家教員による教育活動等を通じて「理論と実践の架橋」を図ることを示している。さらに、グローバル社会と地域の相互作用を認識し、さまざまな問題の切り口を実地に学ぶことで「『グローバル』な視点」で解決を図る政策形成・実施能力の獲得を目指すこととしている。そして、官民の地域に根ざした取組みとの協働を通じて「北海道発の公共政策」を発信することを挙げており、これらは当該専攻の立地の特徴を踏まえたキーワードといえる。このように、北海道に立地する大学院として、また、多様な学問分野に基礎づけた固有の目的について、具体的なキーワードを設定し、ウェブサイト等を通じて広く公表するとともに、教育課程及び教員編制に反映している点は特色として評価できる（評価の視点 1-4、点検・評価報告書 2～3 頁、資料 1-01「公式ホームページ-HOPS とは」、資料 1-04「2023-2024 大学院案内」）。

【項目 2：目的の周知】

当該専攻の目的及びこれに基づく教育の理念としての「4 つの key word」は、ウェブサイト、大学院案内等において明示し、社会一般に広く公表している。学内の構成員に対しても、ウェブサイトのほか、「北海道大学大学院通則」及び「教育部規程」を掲載した学生便覧の配付、新入生ガイダンスでの説明を通じて周知を図っている（評価の視点 1-5、1-6、点検・評価報告書 4 頁、資料 1-01「公式ホームページ-HOPS とは」、資料 1-04「2023-2024 大学院案内」、資料 2-01「2023 年度学生便覧」）。

(2) 特 色

- 1) 法学研究科・経済学研究院・工学研究院の協力のもとで設置された専門職大学院として、固有の目的を踏まえ、地域の実情を踏まえた政策形成について学修するため、北海道における官民の取組みとの協働をもとに地域から全国へと発信しうる政策について考察することを掲げており、「文と理の融合」「理論と実践の架橋」「『グローバル』な視点」「北海道発の公共政策」という「4つのkey word」を設けるのみならず、ウェブサイト等を通じて社会に発信し、教育課程及び教員編制に反映していることは特色として評価できる（評価の視点1-1、1-4）。

2 教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目3：教育課程の編成】

当該専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において、「公共政策にかかわる専門的素養を身に付け、社会の様々な問題解決に向けたアプローチを構築する人材の育成」を教育目標として明示している。さらに、カリキュラム・マップにおいて、この教育目標を3つのポイントとして詳細化し、①「公共政策・公共サービスに関する専門職業人が備えるべき公共性に対する鋭敏な感性と高い正義意識をもとに、地域社会・国内社会・国際社会に顕在・伏在するさまざまな公共的課題を自ら発見できるようになる」、②「公共政策・公共サービスに関する専門職業人にとって不可欠な、文系的と理系的とを問わない総合的な学知と思考力とに基づき、あらたな政策・サービスを実現可能なかたちで構想・立案し、あるいは既存の政策・サービスに対して客観的かつ科学的な評価・検証を加えられるようになる」、③「公共政策・公共サービスに関する専門職業人がプレゼンテーション・説得・交渉・合意形成などにさいして活用すべき、実践的な能力とスキルが高度に備わる」ことを目標として定めることにより、学位授与方針の内容をより明確な形で学生に伝えている。

学位授与方針で掲げる人材を養成するため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）においては、「文理融合」「国際性の涵養」「特色ある教育プログラム」「キャリア形成の支援」「教育の質の保証」「公平な学習成果の評価」という項目を設定し、具体的にどのような形で教育課程を編成・実施するかを定めている。具体的には、「文理融合」のコンセプトのもと、「公共経営」「国際政策」「技術政策」の3コースを設置し、「国際性の涵養」という観点から、国際的な視野を形成するための科目や英語での開講科目を設置するとともに、独自の留学プログラムを設置することを明示している。また、「特色ある教育プログラム」として、実践的な演習やエクスターンシップ等の科目に加え、少人数制のもとで双方向・多方向の授業を展開することや、進路指導教員による就職活動の支援やNPO法人等との連携等の「キャリア形成の支援」、授業評価アンケートや教員同士の授業参観など授業の質の向上に向けた取組みに代表される「教育の質の保証」、成績評価ガイドラインに基づく「公平な学習成果の評価」を行うことなどを定めている。これらの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生便覧やウェブサイトへの掲載を通じて、学生への周知を図っている（評価の視点2-1、点検・評価報告書6～7頁、資料1-01「公式ホームページ-HOPSとは」、資料2-01「2023年度学生便覧」、資料2-02「2023年度カリキュラム・マップ」）。

教育課程の体系的な編成に関して、履修上の区分として、3つのコースを設けている。すなわち、①国家及び地方公務員や行政に隣接する分野の専門職業人、官民のパートナーシップを推進する民間企業の指導者の育成を目指す「公共経営コース」、②

北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻

外務、国際公務員、ジャーナリスト、開発協力関係の官民指導者など、国際社会で活躍する専門職業人の育成を目指す「国際政策コース」、③理工系の知識を政策に変換する技術系公務員（技官）、民間部門における技術政策や公共サービスの中核となる人材等の育成を目指す「技術政策コース」であり、各コースにおいて目指す人材像を明確化している。特に、技術と社会を連結する行政計画やプロジェクトの推進及び評価、危機管理に関する実際の・専門的な技術政策を学ぶ「技術政策コース」を設置していることは、「文理融合」の理念を体現するものとして、他の公共政策大学院には見られない当該専攻の特色といえる。

授業科目は、「基本科目群」として、公共政策を学ぶうえで前提となる基本的知識を身につける「前提科目」及び政策の分析や構想に不可欠な基本理論・方法を学ぶ「根幹科目」を設置したうえで、専門性がより高い知識や対応方策を学ぶ「展開科目群」、知識の総合化・具体化を図り、政策立案能力を高める「実践科目群」及び「事例研究科目群」、学習の成果をまとめ上げ、政策分析や政策提言等を目指す「リサーチペーパー」に分類し適切に配置しており、教育課程を系統的・段階的に編成しているといえる（表1参照）。

各コースでは、学習を発展させるための前提となる必要最低限の授業科目として、「前提科目」のうち2科目を必修としているが、履修科目が学生の志向性のみで限定されないよう、公共経営コースでは「技術政策学」及び「統計分析」、国際政策コースでは「技術政策学」及び「法政策学」、技術政策コースでは「経済政策論」及び「法政策学」を指定している。また、2022年度より、コースごとに、「根幹科目」と「展開科目群」にA・B類の区分を設け、A類を選択必修とすることでコースの実質化を図っている。なお、コース選択は出願時に行っており、制度としてコース変更を認めてはいるものの、2019年度以降で変更の事例はない。各科目の履修にあたっては、学生が系統的・段階的な履修を進められるよう、学生便覧での説明のほか、カリキュラム・マップの図示等を通じて、履修計画を立てやすくするなどの工夫を行っている。

表1：科目区分の概要

科目区分		科目区分の概要
基本科目	前提科目	公共政策を学ぶ基本的知識を身につけるための科目（計7科目、必修を含む8単位以上を修得） 下記の必修科目＋「公共政策学」「政治過程論」「国際公共政策学」を配置 公共経営コース：「技術政策学」「統計分析」 国際政策コース：「技術政策学」「法政策学」 技術政策コース：「経済政策論」「法政策学」
	根幹科目	各コースを学ぶうえで基本となる、政策を構想し、分析するための理論や方法に関する科目（計14科目、コースごと所定の科目（A類）から4単位以上を修得） 「公共哲学」「マクロ経済学」「政策評価論」「環境技術政策論」「グローバル・ガバナンス論」等を配置

北海道大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻

展開科目	政策分野ごとの理念、政策課題、対応方策など、高度の専門性や幅広い知識を修得するための科目（計47科目、コースごと所定の科目（A類）から6単位以上を修得）
	「財政学」「環境政策論」「労働経済学」「比較政府間関係論」「自然災害論」等を配置
実践科目	政策の立案、合意形成、執行といった政策推進を支える技法・技術を修得するための科目（計10科目、事例研究科目と合わせて8単位以上を修得）
	「社会調査法」「政策討議演習」「英語実務演習」「交渉・合意形成手法」「法政策ペーパー技能演習」、エクスターンシップ等を配置
事例研究	具体的な政策事例を取り上げ、これを検討、評価しながら学んできた知識を総合化するための科目（計7科目、実践科目と合わせて8単位以上を修得）
	「公共経営事例研究」「福祉労働政策事例研究」「環境政策事例研究」「国際政治経済政策事例研究」「文理融合政策事例研究」等を配置
ペーパー	学んだ知識を体系化して、今日的な公共政策に関する研究テーマに基づき、政策分析や政策提言等を目指す科目（2単位以上を修得）
	「公共政策特別研究Ⅰ・ⅡA・ⅡB」のいずれかを履修し、リサーチペーパーを作成

（点検・評価報告書7～9頁、資料2-01「2023年度学生便覧」、公共政策大学院ウェブサイトに基づき作成）

当該専攻の特色ある科目として「事例研究科目」があり、現に展開されている文理を越えた先進的な公共政策の事例を取りあげ、実際の政策形成に携わっている国・地方自治体等の行政官、ジャーナリスト、企業経営者、研究者等を招き、ケースメソッド方式、ワークショップ方式、フィールドワーク方式等による授業を実施することで、実際の・応用的知識や人的ネットワークを形成する基盤とともに、自らが検討した政策を文書としてとりまとめる場を学生に提供している。

また、「グローバル」な視点を備えた人材の育成を実現するために、ローカルな課題であってもグローバルな問題と関係していることを意識させる授業として、「実践科目群」に、実務家教員が中心となって開講している「社会調査法」及び「政策討議演習」を設けている。そのうち「社会調査法」では、社会調査に関する基礎的な理解を得たうえで、北海道内の地方自治体が抱える政策課題を、現地でのアンケート調査とフィールドワークをもとに抽出する。「政策討議演習」は、「社会調査法」の履修を前提とするとともに、これと一体をなす科目であり、「社会調査法」で抽出した政策課題の解決のための政策提言に向け、グループに分かれて担当教員の指導のもとでさらなる調査を行っている。その過程で、地域住民とのワークショップや自治体関係者へのインタビュー、さらには国内先行事例の現地調査等に取り組み、地方・地域レベルでの公共政策の実践のあり方を現場で体感する機会としている。こういった学修が実質的な形で実施できるよう、3つの地方議会及び7つの地方自治体との間で包括的な連携協定を精力的に締結していることは、優れた特長として高く評価できる。ただし、これらの取組みにあたっては、担当教員の属人性に委ねられる部分が多く、継続的・長期的に維持・発展させることができるかが今後の課題となりうるため、組織全体として検討していく必要がある。

加えて、リサーチペーパー科目である「公共政策特別研究Ⅰ」（2単位）では、各

自の研究テーマに基づき、政策分析や政策提言を目指したリサーチペーパーの作成を指導することで、調査能力、問題特定能力、交渉力、プレゼンテーション能力、政策文書作成能力といった、公共政策に携わる専門職業人に必須の一連の能力の涵養を促している。「公共政策特別研究ⅡA」（8単位）では、各自の研究テーマをより深く探求し、内外の事例や文献にあたって知見を深め、修士論文に相当するレベルの研究論文を作成させている。修士論文相当の研究論文を作成する科目の設定は、学生に学術的貢献を促すことにもつながっている。また、リサーチペーパーのうち特に優秀なものは、教員も多く執筆する『年報 公共政策学』に掲載しており、このような措置により学生に論文執筆へのインセンティブを与えるよう努めている点は優れた試みである。こうした教育課程のもとで執筆されるリサーチペーパーにおいては、環境やエネルギーといったテーマを中心に、文理融合の視点に基づく研究が実際に数多く行われており、当該専攻の理念を体現するものとして評価に値する。

当該専攻では、これらの系統的・段階的な教育課程を通じ、学生に専門的知識、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させるとともに、実務家教員やゲストスピーカーとして招聘される政策実務家等と接させることで、公共政策分野の専門職業人に要求される高い倫理観の涵養を図っている（評価の視点 2-2、2-7、点検・評価報告書 7～9 頁、資料 1-01「公式ホームページ-コースとカリキュラム、事例研究科目、カリキュラム・マップ、学生の提言活動」、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-02「2023 年度カリキュラム・マップ」、資料 2-18「2022 年度事例研究科目講師招聘実績」、「2021 年度～2023 年度提出リサーチペーパー」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

教育課程編成上の配慮として、政治学、法学、経済学といった社会科学分野の授業科目のみならず、工学を中心とする理系分野の授業科目も数多く展開していることが挙げられる。2023 年度では、当該専攻が専門職学位課程の科目として独自に提供する授業科目 72 科目のうち、法学系 11 科目、政治学系 15 科目、経済学系 13 科目、工学系 8 科目、その他公共政策系 25 科目となっている。このなかには、政策プロフェッショナルの養成において機動的に必要となる知識や実践能力を形成するために柔軟に開講される臨時開講科目が含まれている。例えば 2023 年度は「国際政策特別講義」「北海道開発政策論」「比較防災政策論」「行政経営論」「計量経済学理論」の 5 科目を開講していることから、社会の要請や学生のニーズに沿った科目編成を試みていると認められる。なお、当該専攻では、創設以来 20 年を経て、社会経済・政治の状況の変化などに伴いカリキュラムの全体や開講科目について見直しの必要性も認識しており、「教育課程編成検討委員会」において検討を進めていく予定であることから、同委員会のもと、着実に進められることが期待される。また、これらの見直しにあたっては、社会の要請や学生のニーズを鑑みながら、固有の目的等も含む当該専攻の取組み全体を俯瞰した検討が望まれる（評価の視点 2-3、点検・評価報告書 9

頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-03「2023 年度講義要領」、資料 2-05「教育部規程」、質問事項に対する回答)。

当該専攻では、教育課程連携協議会を設置しており、2019 年度以来、毎年 1 回開催し、聴取した意見を教育課程の見直しに生かすよう努力が払われている。同協議会からの意見を踏まえ、新たに 2020 年度から北海道電力株式会社の協力を得て「公共経営特論Ⅲ」を開講するとともに、更なる産業界等との連携の可能性やリカレント教育の充実に向けた方策についての助言も得ている（評価の視点 2-4、2-5、点検・評価報告書 9～10 頁、資料 1-01「公式ホームページ-教育課程連携協議会」、資料 2-16「教育課程連携協議会内規」）。

グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、当該専攻では、英語で行う授業科目を 4 科目、日本語・英語のバイリンガル授業科目を 4 科目、日本語と英語以外の外国語のバイリンガル授業科目を 1 科目提供している。扱う内容の面では、「国際」的あるいは「グローバル」なテーマを扱う授業科目を 12 科目、「外国」を直接のテーマとする授業科目を 5 科目開設している。また、当該専攻では、学生の海外留学を支援しており、2023 年度現在、6 つの留学関係の奨学金を用意している。さらに、全学的なプログラムとして、学部学生と大学院修士課程(専門職学位課程を含む)学生を対象とする領域横断型グローバル人材育成特別教育プログラムである「新渡戸カレッジ」を用意している。同プログラムは、文化的背景や価値観の異なる学生が集う「国際社会の縮図」を創り出し、英語を共通言語とする徹底したチーム学習を行うものであり、当該専攻からも毎年数名が参加している（評価の視点 2-6、点検・評価報告書 10～11 頁、資料 1-01「公式ホームページ-奨学金制度、短期留学プログラム」、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-02「2023 年度カリキュラム・マップ」、資料 2-17「新渡戸カレッジホームページ」）。

【項目 4：単位の認定、課程の修了等】

当該専攻では、2 学期制で授業を開講しており、「教育部規程」に則り、30 時間の授業に 15 時間の授業時間外の学習を加えた時間をもって 2 単位を修得できることを標準として設定している。例外として、実践科目群の「政策討議演習」及び事例研究科目群に属する授業科目は、60 時間の授業及び授業時間外の学習をもって 4 単位を修得できる設定としている。また、リサーチペーパー科目である「公共政策特別研究ⅡA・ⅡB」は 8 単位で設定しており、指導教員による綿密な個別指導のもと、1 年間をかけて 2 万字程度のリサーチペーパーを執筆し、リサーチペーパー発表会での報告を行うことを課している。エクスターンシップについては、実質的な派遣期間が 1 週間程度の「公共政策実務演習Ⅱ」「官民連携実務演習Ⅱ」を 1 単位と設定しており、科目の特徴に応じて、適切に単位設定をしている。そのうえで、課程の修了にあたっては、2 年以上在学し、所定の科目を含む 42 単位以上を修得することを「教育

部規程」において定め、教務委員会で修了要件の充足状況を精査したうえで、教育部教授会の議を経て課程修了者を認定している。これらの修了要件については、学生募集要項や学生便覧に明記するとともに、入学時のオリエンテーションや履修指導を通じ、志願者及び学生に周知を図っている（評価の視点 2-8、2-11、2-12、点検・評価報告書 13～15 頁、資料 1-02「2024 年度学生募集要項（秋季一般選考・秋季外国人留学生特別選考）」、資料 1-03「2024 年度学生募集要項（基準特別選考・秋季社会人特別選考）」、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-03「2023 年度講義要領」、資料 2-05「教育部規程」）。

学生の密度の濃い学修を確保するために、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 32 単位に設定している。ただし、集中講義科目や、通常の時間帯に開講される科目との調整が可能なリサーチペーパー科目、エクスターンシップ科目については、制限の対象外である。また、第 1 学期終了時に G P A 換算値 2.60 以上であり、上限を緩和しても履修できる学修環境が確認でき、更に学力の向上が見込まれる学生については、教務委員長の審査のうえで、第 2 学期の開始に先立って上限を 38 単位に緩和する措置を設けており、毎年度 2～7 名程度の学生が措置を認められている（評価の視点 2-9、点検・評価報告書 13～14 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-05「教育部規程」、資料 2-06「履修登録上限（キャップ制）に関する申し合わせ」）。

他大学院等で修得した科目の単位認定に関して、当該大学の他研究科や大学院共通授業科目については、教育上有益と認められる場合、教育部教授会の議を経て、当該専攻における単位として認定している。他大学の大学院の科目又は外国の大学院若しくは国際連合大学において展開される科目については、教育部教授会の議を経て、修了要件単位の一部とみなしている。また、入学前に当該大学又は他の大学院において修得した単位について、教育上有益と認められる場合は、教育部教授会の議を経て、当該専攻における授業科目の履修により修得したものと認定している。これらの認定にあたって、教育部教授会は、各授業科目の単位につき、当該専攻のいずれの科目群の授業科目に該当するかを判断し、当該授業科目の担当教員と内容について確認したうえで、慎重にその是非を決定している。なお、他大学の大学院等における修得単位、休学期間中における外国の大学院での学修の成果としての修得単位、当該専攻の入学前に修得した単位について、当該専攻の修了要件単位に算入できる上限は、それら全てを合計して 21 単位までである。これらの措置については、学生便覧に記載し明示している（評価の視点 2-10、点検・評価報告書 14～15 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-05「教育部規程」、資料 2-19「入学前既修得単位認定要領」）。

在学期間の短縮については、公共政策関連での実務経験を有する社会人で標準修業年限特例者として選考された学生に限り、例外的に 1 年間の在学による課程修了を認めている。修了認定の要件は、通常の場合よりもはるかに制限的であり、1 年次

第1学期に根幹科目「政策評価論」を履修するとともに、「公共政策特別研究ⅡB」（8単位）を履修して、実務経験を基礎にしたリサーチペーパーを1年次の第2学期末に提出し、審査に合格することに加え、その他所定の単位を修得することが必要である。また、出願時及び入学時における学生からの申請に基づき、標準修業年限の2年を超え、4年を上限として在学を認める長期履修制度も設けている。なお、2年以上在学し、かつ所定の単位を修得した者を対象として、毎年度9月の課程修了も認めている。これらの制度については、学生募集要項に明記して周知を図るとともに、学生便覧に記載して制度についての正確な理解を促している（評価の視点2-13、2-14、点検・評価報告書15頁、資料1-03「2024年度学生募集要項（基準特別選考・秋季社会人特別選考）」、資料2-01「2023年度学生便覧」、資料2-08「9月修了に関する申し合わせ」、資料2-09「長期履修に関する申し合わせ」）。

当該専攻を修了した者には、「公共政策学修士（専門職）」の学位を授与している。「教育部規程」に定める固有の目的に対応すべく編成した専門職学位課程を修了した者に対してのみ当該学位を授与しており、学位の名称として適切である（評価の視点2-15、点検・評価報告書16頁、資料2-05「教育部規程」、資料2-07「北海道大学学位規程」）。

（2）長 所

- 1) 「グローバル」と「ローカル」を総合した「グローカル」な視点を備えた人材育成を実現するために、実務家教員を中心とした「社会調査法」と「政策討議演習」を開講するとともに、それらが実質的な形で実施できるよう、地方議会や自治体との間で包括的な連携協定を精力的に締結していることは、優れた特長として高く評価できる（評価の視点2-2、2-7）。

（3）特 色

- 1) 「文理融合」の理念を体現するものとして、理工系の知識を政策に変換していく技術系公務員の育成を目指す「技術政策コース」を設け、技術と社会を連結する行政計画やプロジェクトの推進及び評価、危機管理に関する実際の・専門的な技術政策を学ぶ教育課程を編成している。さらに、こうした教育課程の上に最終年度に配置されるリサーチペーパーにおいては、その執筆にあたり、環境やエネルギーといったテーマを中心に、文理融合の視点に基づく研究が実際に数多く行われている。これらの点は、他の公共政策大学院には見られない当該専攻の特色である（評価の視点2-2、2-7）。

2 教育内容・方法・成果（2）教育方法

（1）公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 5：履修指導、学習相談】

履修指導及び学習相談の体制について、全ての学生に対して、進路志望や学問的バックグラウンドを勘案して、履修指導教員を割り当てている。履修指導教員は、各学期の開始直後に学生と面談し、そこでの指導内容を所定の様式に記入して教務委員会に提出しており、教務委員会は学生の抱える問題点を早期に汲み上げ、必要に応じて執行部又は教育部教授会で情報を交換し対応するよう努めている。また、履修指導教員が進路指導も行っており、進路相談面談を6月と1月に実施し、その結果を所定の様式に記入のうえ、キャリア形成委員に提出している。キャリア形成委員は、学生委員会委員のうち実務家教員が担当しており、必要に応じてフォローアップ面談を行っている。履修指導教員が履修指導と進路指導の双方に関わり、学習とキャリア形成の連携を図っていることに加え、各面談において、特にフォローが必要な学生が確認された場合は、学生委員会委員やキャリア形成委員がフォローアップ面談を行うという二段構えの構成となっており、きめ細かな対応を可能としていることは特徴といえる。これらの体制から、学生の多様性に応じた履修指導や学習相談の体制が十分に整えられていると認められる（評価の視点 2-16、2-18、点検・評価報告書 17 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-12「2023 年度第 1 学期オフィスアワー一覧」、資料 2-20「2023 年度履修指導・進路相談教員一覧」、資料 2-21「2023 年度第 1 学期履修指導面談依頼」、資料 2-22「2023 年度第 1 学期進路相談面談依頼」、資料 2-24「2023 年度教員向け教務関係基本マニュアル」、実地調査時の面談調査）。

インターンシップについては、「公共政策実務演習Ⅰ・Ⅱ」「官民連携実務演習Ⅰ・Ⅱ」において、インターンシップ(当該専攻では「エクスターンシップ」と呼んでいる。)を教育内容として取り込んでおり、2019 年度 7 名、2020 年度 3 名、2021 年度 6 名、2022 年度 12 名の学生を派遣している。実施にあたっては、守秘義務を含む誓約書や協定書など、派遣学生が派遣先機関との間で取り交わすべき文書について実施要領に基づき詳しく説明したのち、キャリアデザインや業界・企業研究、グループワーク等を内容とする 3 回にわたる事前研修を行ったうえで、派遣先機関の紹介や調整の手助けをしている。エクスターンシップ終了後は、学生からの研修報告書と派遣先機関から任意で提出される実習評価書を踏まえて成績評価を行うとともに、成果を発表する報告会を開催している（評価の視点 2-17、点検・評価報告書 17～18 頁、資料 1-01「公式ホームページ-エクスターンシップ」、資料 2-03「2023 年度講義要領」、資料 2-23「2023 年度エクスターンシップ実施要領」）。

【項目 6：授業の方法等】

当該専攻の授業科目は、一部の他研究科・学院合併科目等を除き、全て少人数クラ

スを徹底しており、双方向・多方向的な討論を可能にすることで教育効果の向上に努めている。個別指導形式のリサーチペーパー科目及び履修者がいなかった科目を除き、2022年度の1授業科目あたりの平均履修者数は、第1学期16.0名、第2学期11.7名である。また、各科目群の年間を通じた平均履修者数は、基本科目群のうち前提科目27.1名、根幹科目15.0名、展開科目群11.7名、実践科目群12.3名、事例研究科目群10.8名となっている（評価の視点2-19、2-23、点検・評価報告書19頁、資料2-13「授業別の履修状況・成績評価分布状況表」）。

実践教育の充実にあたり、多くの授業科目で講義形式に加え、学生によるグループワークやディスカッションを組み込んでおり、双方向・多方向的な講義形式をとることで、集団作業能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等の修得を促している。事例研究科目では、授業内での検討とともに、先進的な公共政策の事例を取り上げ、実際の政策形成に携わっている国・地方自治体等の行政官、ジャーナリスト、企業経営者、研究者等を招き、ケースメソッド方式、ワークショップ方式、フィールドワーク方式等による授業を実施している。また、「社会調査法」と「政策討議演習」では、現地調査を加味した高度に実践的な事例研究を行っている。

加えて、インターンシップに関する科目として、民間企業やNPOなど官民連携の現場で実習を行う「官民連携実務演習」と、行政機関など公共政策の現場で実習する「公共政策実務演習」を用意しており、公共政策の専門家に必要とされる学問知と実践知の修得を促すよう努めている（評価の視点2-20、2-23、点検・評価報告書19～21頁、資料1-01「公式ホームページ-事例研究科目、学生の提言活動、フィールドスタディ、エクスターンシップ」、資料2-03「2023年度講義要領」）。

遠隔授業について、特に社会人学生にとって効果が大きいと考えられることから、2022年度より、授業担当教員から対面方式と同程度の教育効果が得られる見込みである旨の説得的な説明が書面で得られた場合に限り、教育部長がオンライン方式での授業の実施を許可しており、2022年度は5科目、2023年度は6科目を、リアルタイム型のオンライン授業として提供している。2024年度からは、新たに全学的な遠隔授業実施方針が策定されたことを受け、全開講時数の半数を超えて遠隔授業を行う「遠隔授業科目」については、非常勤の担当教員が遠隔地に居住・勤務する場合や社会人学生の履修が多く、かつハイフレックス型授業では教育効果が偏ると判断した場合などに限り、開講計画（シラバス）を策定する時点で担当教員に「遠隔授業科目実施申請書」による申し出を認めたうえで、教育部長が実施の可否について判断することとしている。このように、一部科目でオンライン方式の授業を行うに際し、厳密な運用ルールを設けたうえで、学生の状況や科目の性質等に応じて、同時双方向型に加えてオンデマンド型やハイフレックス型など多様な方式を組み合わせ、当該専攻の置かれている地理的条件や社会人学生に配慮していることは、当該専攻の特色といえる。なお、当該専攻では通信教育は実施していない（評価の視点2-21、2-22、

点検・評価報告書 21～22 頁、資料 2-25「オンライン授業のあり方について」、資料 2-26「遠隔授業のあり方について」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査)。

【項目 7：授業計画、シラバス】

当該専攻では、学生の履修授業科目の選択を過度に制約せず、可能な限り柔軟な履修を可能とすること、学期期間外に開講される集中講義については、担当教員の意向を尊重しつつも可能な限り多くの学生が履修可能な設定とすることに特に配慮している。時間割の設定にあたっては、科目の段階性にも配慮し、第 1 学期には前提科目及び根幹科目を多く配置し、それらの履修によってはじめて十全な学習効果が期待されるような事例研究科目や「政策討議演習」等の実践的な授業科目は、基本的に第 2 学期に配置している。また、前提科目及び根幹科目同士が重複することを回避しており、2023 年度において、2 科目以上が同時に開講される時間帯は、第 1 学期で 11 コマ、第 2 学期で 10 コマである。さらに、社会人学生等の受講の便宜のため、6 講時（18 時 15 分～19 時 45 分）や土曜日の科目開講を奨励しており、2023 年度では、第 1 学期は 6 講時に 4 科目、土曜日に 3 科目を、第 2 学期は 6 講時に 2 科目、土曜日に 2 科目を開講している（評価の視点 2-24、点検・評価報告書 23 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-04「2023 年度授業時間割」）。

シラバスには、キーワード、授業の目標、学生の到達目標、授業計画、準備学習等の内容と分量、成績評価の基準と方法、テキスト・教科書、指定図書、参照ウェブサイト等を明記しており、複数の教員が担当する授業科目については、担当教員間で協議のうえ、シラバスの内容に一体性・統一性を持たせるよう努めている。また、全学方針として出席状況を成績評価の材料としないこととしているため、特にこの点について教務委員会でシラバスをチェックし、問題がある場合には、個別に担当教員に対して成績評価方法の再考と修正を求めている（評価の視点 2-25、点検・評価報告書 23 頁、資料 2-03「2023 年度講義要領」）。

シラバスの内容を変更する場合は、開講前であれば掲示により、開講後であれば当該授業において、その旨を学生に明示するよう各教員に求めている。また、授業担当教員は、やむを得ぬ事情で休講とせざるを得ない場合、掲示版とウェブサイトで事前に学生に知らせるとともに、必ず補講を行い、規定の授業回数の確保に努めている。シラバスに沿って授業が行われているかについては、2020 年度より授業アンケートに質問を設けて確認しており、学生からは、授業はほぼシラバスに従って行われていると評価されている（評価の視点 2-26、点検・評価報告書 23 頁、資料 2-15「授業アンケート分析結果」、資料 2-24「2023 年度教員向け教務関係基本マニュアル」）。

【項目 8：成績評価】

成績評価の基準は、秀・優・良・可・不可の 5 段階の絶対評価とし、100 点満点で

の素点及びG Pとの対応は、秀が 90 点以上・G P 4.0、優が 80～89 点・G P 3.0、良が 70～79 点・G P 2.0、可が 60～69 点・G P 1.0、不可が 59 点以下・G P 0 としている。成績評価の基準及び方法は、シラバスを通じて学生に対して明示している（評価の視点 2-27、点検・評価報告書 24 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-03「2023 年度講義要領」、資料 2-24「2023 年度教員向け教務関係基本マニュアル」）。

厳正公平で的確な成績評価のため、「成績評価に関する申し合わせ」において成績評価分布基準を定めており、履修者が 5 名以上の授業科目の場合、「秀」評価対象者と「優」評価対象者が単位修得者に占める割合は両者合わせて 50%を超えないこと、「秀」評価対象者が単位修得者に占める割合は 20%を超えないこととしている。また、履修者が 5 名未満の授業科目では、単位修得者が 2 名以上の場合、いずれかの成績評価に評価対象者が集中しないこと、3 名以上の場合、「秀」評価対象者が「優」評価対象者の数を上回らないこととしている。各授業科目の成績評価は、担当教員がこの申し合わせに従いつつシラバスに明記した方法に沿って責任をもって行っている。さらに、教務委員会に設けられた「成績評価小委員会」が各授業科目の成績評価分布状況を確認し、基準を大きく逸脱する場合は個別に事情の説明を求めている。当該専攻では、演習、ディスカッション、現地調査等を中心とした授業科目を多く展開していることから、成績評価の材料は学期末試験の答案に限定せず、報告や質疑討論への参加など、学生の主体的な取り組み状況も成績評価に反映することを認めている（評価の視点 2-28、点検・評価報告書 24～25 頁、資料 2-13「授業別の履修状況・成績評価分布状況表」、資料 2-24「2023 年度教員向け教務関係基本マニュアル」、資料 2-27「成績評価に関する申し合わせ」）。

成績評価の公正性・厳格性を担保するため、成績評価に対する学生からの申立てを受け付ける制度を設けており、学生便覧で周知している。この制度は、①成績評価について授業担当教員に問い合わせ、一定の説明を受けたものの、なお疑義が残る、あるいは異議がある場合、②シラバスに記載された、あるいは授業中に指示された成績評価方法とは異なる成績評価方法が用いられたことを、具体的事実をもって示すことができる場合、③授業担当教員における成績の誤評価や成績評価の誤登録を、具体的事実をもって示すことができる場合には、学生は、学期ごとに定める受付期間内に、所定の様式による申立てを行うことができるとするものである。申立てに対しては教務委員会が検討にあたり、必要に応じて学生と授業担当教員の双方から事情聴取を行ったうえで調査結果に関する回答を作成し、内容を学生に伝えるとともに、申立ての有無及び処理の内容について、直近の教育部教授会に報告することとしている。なお、2019 年度から 2023 年度第 1 学期までの期間に関し、申立てはない（評価の視点 2-29、点検・評価報告書 25 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、資料 2-29「成績評価に対する学生からの申立て制度についての申し合わせ」）。

【項目 9：改善のための組織的な研修等】

当該専攻では、教育の質保証の方針（ファカルティ・ディベロップメント・ポリシー）を策定し、これを踏まえた「ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する申し合わせ」に基づき、授業内容・方法の改善のための組織的な研修・研究を実施している。具体的には、毎年度第1学期に、前年度第1学期開講の授業科目のなかで10名程度以上の履修者があり、かつ履修者による授業評価が特に高かった科目を教務委員会で選定したうえで、それらについて教員による授業参観を実施し、他の教員の優れた授業を直接体験することで、自らの授業の改善に生かすという取り組みを実施している。また、全教員で成果の共有を可能にすべく、授業参観者から提出されたアンケートの結果を教務委員会が文書にとりまとめ、たうえで教育部教授会に報告している。加えて、授業参観を補完する新たな研修として、2023年度よりゲスト講師招聘型のファカルティ・ディベロップメント（FD）を開始している。これは、各教員が授業のあり方を考えるヒントを得ることを目的として、当該専攻の「出口」にあたる機関、団体、企業等の関係者をスピーカーとして招き、求められる人材像や専門職大学院に期待される教育内容を聞き取り、教育内容に還元しようとするものであり、今後の発展が期待される試みといえる（評価の視点2-30、点検・評価報告書26～27頁、資料2-30「2023年度FD（共通授業参観）実施報告書」、資料2-31「2023年度FD（ゲスト講師招聘）実施報告書」）。

教員の教育上の指導能力の向上について、当該専攻では、「文と理の融合」の理念に基づき、「技術政策学」「文理融合政策事例研究」等の授業科目で法学・政治学系の教員が工学系の教員と共に授業を行うとともに、理論と実務の架橋を目指し、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行っており、文・理や理論・実務の垣根を越えた学習を可能とし、教員相互の間でも互いに知見を高めあうべく努めている。特に文系教員と理系教員、研究者教員と実務家教員の協働による教育能力の向上を図っている点は評価に値する。

また、研究者教員と実務家教員とを問わず、個々の教員が公共政策に関するさまざまな先端的知見に触れ、それを自ら消化し、教育内容に反映させていくことを目的として、当該専攻に「公共政策学研究センター」を設置している。同センターには、「共生社会研究部門」「エコ・ウェルフェア研究部門」「地域経営研究部門」の3部門を設置しており、それぞれ実務家教員を中心に専任教員を配置している。さらに、公共政策に関する研究成果の発表及び理論と実務の交流を通じた公共政策学の発展を目的として、学術論文誌『年報 公共政策学』を発行しており、全所属教員に配付・周知している（評価の視点2-31、2-34、点検・評価報告書27～28頁、資料1-01「公式ホームページ-シンポジウム・公開イベント、研究会・セミナー、公共政策学研究センター、年報 公共政策学」、資料2-03「2023年度講義要領」、資料2-32「公共政策学研究センター規程」）。

教育内容・方法の改善を図るため、全授業科目において履修学生による授業アンケートを実施している。アンケートには既定の質問事項のほか、自由記入欄を設けており、学生が無記名で意見や要望を記入できるようにしている。アンケートの結果は各教員へフィードバックし、授業改善に資する情報として活用しているほか、教育上の課題・問題点を把握し、授業改善の方策を検討する材料として、教務委員会が利用している（評価の視点 2-32、点検・評価報告書 28 頁、資料 2-15「授業アンケート分析結果」、資料 2-24「2023 年度教員向け教務関係基本マニュアル」）。

当該専攻では、前述のとおり、毎年度 1 回、教育課程連携協議会を開催し、産業界等との連携による授業やその他の教育課程に関する基本的な事項とその実施状況を中心に総合的に評価を受け、議事要旨をウェブサイトに掲載している。同協議会による、オンライン授業の課題やリカレント教育のあり方、地方自治体や産業界との連携による授業展開の可能性等に関する意見を踏まえて、オンライン授業の実施可否の判断スキーム導入や 6 講時又は土曜日開講科目の増加、地方議員・公務員向けサマースクールの内容の充実等の改善につなげている（評価の視点 2-33、点検・評価報告書 28 頁、資料 1-01「公式ホームページ-教育課程連携協議会」、質問事項に対する回答）。

(2) 特色

- 1) 厳密な運用ルールを設けたうえで、一部の科目においてオンライン方式で授業を行っており、学生の状況や科目の性質等に応じて、同時双方向型に加えてオンデマンド型・ハイフレックス型など多様な方式を組み合わせ、当該専攻の置かれている地理的条件や社会人学生に配慮していることは、当該専攻の特色といえる（評価の視点 2-21、2-23）。

2 教育内容・方法・成果（3）成果

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用】

当該専攻においては、キャリア形成委員が2年次生に対し、定期的に就職活動状況を報告させ、進路確保状況の情報を収集するとともに、修了生には修了届を提出させ、確定した進路を把握している。修了生の進路情報はウェブサイトや大学院案内において公表している。当該専攻の養成する人材像の一つでもある国や地方自治体等に就職する学生は、2019年度5名、2020年度4名、2021年度5名、2022年度6名と、さほど顕著な伸びを示していないものの、公共政策の担い手として企業やNPO・NGO等における「民間部門」の重要性が高まり、公共政策関連の専門職業人の活躍の場が著しく多様化していることなどを鑑みれば、公務員への就職状況は堅調なものと判断できる（評価の視点2-35、点検・評価報告書30～31頁、資料1-01「公式ホームページ-修了生の進路」、資料1-04「2023-2024大学院案内」）。

固有の目的に即した教育効果の測定について、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を策定したうえで、各種のアンケートにより教育効果を測定している。前述の授業アンケートのほか、修了時にアンケート調査を行っており、2022年度では、入学時点で立てた学修・研究計画の達成状況は全ての回答者が肯定的に回答しており、カリキュラムへの満足度も総じて高い数値となっている。修了時アンケートの結果は、「教育課程編成検討委員会」において毎年度詳細な分析を行い、当該専攻の教育課程に伏在する問題の洗い出しに努めている。

さらに、2021年度より、修了から5年を迎える期生を対象に、オンラインで修了生アンケートを行っており、当該専攻での学修や活動が修了後に役に立っている程度や身についたと考える能力等について質問を設定している。2023年度までには2回の実施にとどまり、十分なサンプル数を得るには至っていないものの、継続的に実施することで教育内容・方法の改善に向けた基礎資料となることが期待される（評価の視点2-36、点検・評価報告書31～33頁、資料1-01「公式ホームページ-HOPSとは」、資料2-33「アセスメント・チェックリスト」、資料2-34「2022年度修了時アンケート集計結果」、資料2-35「2022年度修了生アンケート集計結果」、質問事項に対する回答）。

3 教員・教員組織

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 11：専任教員数、構成等】

当該専攻では、2024 年 5 月現在、専任教員数、教授数、実務家教員数について、いずれも法令上必要となる教員数を満たしている（表 2 参照）。なお、必置の専任教員 10 名のうち 8 名（うち実務家教員 4 名）が学士課程を兼務しており、法令の範囲内で他の課程を兼務する教員を配置している。また、兼務の制限のない必置外教員 8 名も他の課程を兼務していることから、当該専攻では計 16 名が兼務先を有している。みなし専任教員はいない（評価の視点 3-1、3-2、3-4、3-6、3-7、点検・評価報告書 34～35 頁、基礎データ表 2、資料 3-09「2023 年度教員配置表」、質問事項に対する回答）。

表 2：2024 年度の専任教員に関する情報

専任教員	専任教員のうち 教授	専任教員のうち 実務家教員	実務家教員のうち みなし専任教員
18 名	12 名	5 名	0 名

（基礎データ表 2 に基づき作成）

専任教員は、いずれも研究上及び教育上の業績を十分に有している。また、実務家教員については、いずれも 5 年以上の勤務経験を有し、その経歴から特に優れた知識及び実務能力を有しているといえ、法令上の要件を満たしている（評価の視点 3-3、3-5、点検・評価報告書 35 頁、基礎データ表 3、表 4）。

科目に対する教員の配置については、教育上主要と認められる授業科目のうち、前提科目及び事例研究科目には原則として専任教員を配置することとしており、2023 年度は、基本科目群 19 科目のうち 12 科目、そのなかで最も基本となる前提科目については 7 科目中 6 科目を、基礎知識を発展・展開させる展開科目（臨時開講科目を除く）、事例研究科目群及びリサーチペーパーでも 38 科目中 16 科目を専任教員が担当している。また、実践科目群については、実務家教員を中心に専任教員が 10 科目中 9 科目を担当し、リサーチペーパーの指導では研究者教員を中心とした専任教員がこれを担当するよう教育指導体制を構成するなど、教育効果の観点から適切な教員を配置している。なお、教育上主要と認められる授業科目に兼任・兼任教員を配置する場合は、教務委員会及び教育部教授会において担当者の適切性について検討するという手続をとっている（評価の視点 3-8、3-9、点検・評価報告書 35～36 頁、基礎データ表 2、表 3、資料 2-03「2023 年度講義要領」、資料 3-09「2023 年度教員配置表」）。

専任教員の年齢構成は、2024 年 5 月現在、30 歳代から 50 歳代まで特定の年齢層に

偏ることなく、バランスがとれているといえる。当該専攻では、法学研究科・経済学研究院・工学研究院からの配置換え教員が過半を占めるという制約のもと、「文と理の融合」と多様性に配慮して教員組織を編制している。そのなかで、海外大学の在籍経験を持つ教員や、政府機関の在籍経験がある研究者教員を配するなど、国際経験、職業経歴及び業績の多様性については、教員組織の編制上の特色として評価できる。なお、専任教員 18 名のうち女性教員は 2 名にとどまることから、ジェンダーバランスの改善に向けて検討し続けることは今後の課題といえる（評価の視点 3-3、3-10、3-11、点検・評価報告書 36 頁、基礎データ表 3、表 4、質問事項に対する回答）。

【項目 12：教員の募集・任免・昇格】

当該専攻においては、人件費ポイント制の制約のなかで教員組織の編制方針を立て、それに基づいて教員組織編制を行っており、「公共政策学連携研究部への人件費ポイントの付け替えに関する法学研究科・経済学研究院・工学研究院・公共政策学連携研究部間の覚書」に基づき、法学研究科から 9 名、経済学研究院から 3 名、工学研究院から 2 名の教員を配置換えで置いている。これに加えて、総長が措置する実務家教員 3 名を全学運用教員として配置している。これ以外については大学本部からの人件費ポイントにより総量規制されており、各研究科・研究院からの配置換え教員分に加え、当該連携研究部独自で採用している 2 名分を、措置されているポイント内で編制しなければならないため、これを超過した分は、上記覚書に基づきポイントの付け替えについて協議することを定めている（評価の視点 3-12、点検・評価報告書 36～37 頁、資料 3-07「北海道大学における教員の人事等に関する特例規則」、資料 3-09「2023 年度教員配置表」、資料 3-10「連携研究部への人件費ポイントの付け替えに関する覚書」、質問事項に対する回答）。

教員の募集、任免について、上記の各研究科・院から配置される専任教員については、「国立大学法人北海道大学における教員選考についての指針」及び「国立大学法人北海道大学教員選考基準」を踏まえ、「北海道大学公共政策学連携研究部教員候補者選考内規」及び「北海道大学公共政策学連携研究部教員候補者選考内規第 5 条第 1 項の規定に基づく教員候補者の提案に関する申し合わせ」において、教員候補者の選考を行う必要が生じた場合の手続を定めている。教員候補者の選考にあたっては、連携研究部教授会が選考委員会を選出して適正審査を行い、その報告に基づき同教授会にて審議を行うこととしているほか、例外として、他研究科等の教員又は他研究科等の教授会において採用が決定している者を教員候補者とする場合には、連携研究部長が人事委員会を設置してその了承を得たうえで連携研究部教授会に提案することができるとしている。教員候補者については、人物や指導能力のほか、研究者教員については教育・研究実績、実務家教員については実務経験実績を重視して審査を行っている。なお、上述の各研究科・院には、当該専攻の基幹科目である前提科目、根

幹科目を担うことができる教員を派遣するよう要請しており、他部局の理解によりほぼ同一分野の教員が派遣されている。実務家教員については、学生の関心が高い分野として総務、厚生労働、環境の各省からの派遣を継続しており、派遣要請においては担当科目の特性、学生の特徴、期待される諸活動を説明したうえで、当該専攻にふさわしい人材の派遣を要請している。また、専任教員の昇任や期間を定めて雇用される特任教員及び客員教員の採用・承認についても、それぞれ規程を設けている。

なお、上述のとおり、専任教員の多くが3研究科・院から配置された教員であるため、原則として2年の期間で原籍部局に戻るようになっていくところ、当該専攻では、教育組織としての一体性を確保するため、中核を担う研究者教員の定着を図ってきた。実務家教員に関しても、全学運用教員が期間を設けず措置される総長管理へと移行したことでポストの安定性が高まり、派遣元省庁への任期延長の働きかけを積極的に行えるようになった。これらの努力により、専任教員の平均在籍年数は、2017年度は通算約3年8カ月であったが、2023年度末には約5年となっており、教育組織としての安定性が向上していることは評価できる（評価の視点 3-13、点検・評価報告書 37 頁、資料 3-01「北海道大学公共政策学連携研究部教員候補者選考内規」、資料 3-02「北海道大学大学院公共政策学教育部実務家みなし専任教員候補者選考内規」、資料 3-03「北海道大学公共政策学連携研究部教員候補者選考内規第 5 条第 1 項の規定に基づく教員候補者の提案に関する申し合わせ」、資料 3-04「国立大学法人北海道大学教員選考基準」、資料 3-05「国立大学法人北海道大学における教員選考についての指針」、資料 3-06「国立大学法人北海道大学特任教員就業規則」、資料 3-07「国立大学法人北海道大学における教員の人事等に関する特例規則」、資料 3-08「北海道大学客員教員規程」、資料 3-09「令和 5 年度教員配置表」、資料 3-11「HOPS 専任教員一覧」、質問事項に対する回答、回答根拠資料 3-2「令和 6 年度教員配置表」）。

(2) 特 色

- 1) 当該専攻の「文と理の融合」という特性を反映した教員組織を編制しており、実務家教員を含む各教員の国際経験や職業経歴及び業績が多様性に富んでいることは特色として評価できる（評価の視点 3-3、3-5、3-11）。

4 学生の受け入れ

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理】

当該専攻では、理念、求める学生像、入学者選抜の基本方針を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、学生募集要項、大学院案内、ウェブサイトの入試案内のページ等において公表している。同方針では、当該専攻における教育理念を明示したうえで、同理念に基づき「公共経営コース」「国際政策コース」「技術政策コース」の3コースを設置していることを示している。そのうえで、求める学生像として「公共政策に関する学修・研究を遂行するうえで前提となる法学・政治学・経済学・工学などの関連諸専門分野に関する基礎的学識を備えるとともに、次世代を担う政策専門家を目指すにふさわしい素養を備えていること」を期待し、社会人学生、外国人留学生について、それぞれに求める問題意識及び能力を明示している。入学者選抜の基本方針としては、当該専攻における教育内容を確実に修得させるため、各コースで学ぶにふさわしい①基礎的な教養と社会問題に対する鋭敏な感性、②公共政策の実現に必要な分析力、思考力及び表現力などの能力、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することとしている。また、選抜における客観性、公平性、透明性に加え、地域社会や国際社会への開放性及び多様な人材の確保に鑑み、複数の選考方法を設けていることを明記している（評価の視点 4-1、点検・評価報告書 39～40 頁、資料 1-01「公式ホームページ-アドミッション・ポリシー」、資料 1-02「2024 年度学生募集要項（秋季一般選考・秋季外国人留学生特別選考）」、資料 1-03「2024 年度学生募集要項（基準特別選考・秋季社会人特別選考）」、資料 1-04「2023-2024 大学院案内」）。

入学者選抜試験については、一般選考、基準特別選考、社会人特別選考及び外国人留学生特別選考を設定し、基準特別選考以外は、秋季及び春季の2回の機会を設けている。一般選考では、筆記試験及び志望理由書等の提出書類を踏まえた口述試験の結果を総合して選考している。筆記試験では、法律、行政、政治、国際関係、経済、工学の6区分から一つを選択し、その中から2科目の解答を課しており、出題範囲はウェブサイト上に明記している。筆記試験については専門諸学の知識を備えていることの確認を、志望理由書及び口述試験については公共政策の諸テーマに関する問題関心の強さ、思考力、論述力及び議論の能力の審査を行うとしている。基準特別選考は、当該大学法学部・経済学部・工学部の各学部の専門科目のうち優又は秀の成績を得た単位数が一定比率以上である者、国家公務員試験総合職試験の合格者、又は外部団体が実施する語学能力試験で一定以上の成績を収めた英語能力の高い者に受験資格を認めるものであり、志望理由書の評価及び口述試験の結果を総合して選考している。社会人特別選考は、広く公共性を要求される分野・領域において通算2年以上の実務経験を有する社会人を対象とし、志望理由書の評価及び口述試験の結果を総

合して選考するものである。なお、実務経験豊かな社会人を対象として1年修了課程を設定しており、同課程への志願者には、志望理由書に加えて実務経験を叙述し学習計画に接続したレポートの提出を課している。また、職業を有する者の就学を容易にするため、入学手続時点で長期履修制度の申請を可能としている。外国人留学生特別選考では、筆記試験及び提出書類の評価を踏まえた口述試験の結果を総合して選考している。なお、出願資格審査制度を設け、大学卒業資格を有していない志願者についても、審査により認められた場合には受験が可能であり、学生の受け入れ方針、選抜基準及び方法に適う形で地域性、国際性にも配慮して学生を受け入れている。

一般選考や外国人留学生特別選考における筆記試験においては、社会科学のみならず工学も含めた6区分の分野を設定しており、固有の目的や「文と理の融合」という理念を達成するため、学問的門戸を広く開放している。また、各年度において一定数の理系学部卒業生又は卒業見込み学生の入学があることは、当該専攻の理念に沿うものである。加えて、一般選考、社会人特別選考、基準特別選考、外国人留学生特別選考の各選考方法での入学者数は、2023年度においてはそれぞれ9名、8名、9名、13名と偏りがなく、多様な人材確保がされており、当該専攻の特性を生かした仕組みといえる。

これらの選抜方法及び手続については、ウェブサイト、募集要項、大学院案内において公表している。また、入学者選抜制度のみならず、カリキュラムや特色あるプログラムについて周知するために、秋季入試及び春季入試に先立って、大学院説明会及び在学生も参加する入試・修学説明会を実施し、広報を行っている。これらの説明会についてはオンライン、対面式のいずれの形式でも開催しており、積極的に周知を図っている（評価の視点4-2～4-4、4-7、点検・評価報告書40～41頁、43頁、資料1-01「公式ホームページ-入試日程・募集要項、大学院説明会・相談会、過去の入試結果」、資料1-02「2024年度学生募集要項（秋季一般選考・秋季外国人留学生特別選考）」、資料1-03「2024年度学生募集要項（基準特別選考・秋季社会人特別選考）」、資料1-04「2023-2024大学院案内」）。

障がい等のために受験上及び修学上の配慮を必要とする場合、事前に法学研究科・法学部教務担当（公共政策大学院担当）に申し出るよう募集要項に明記し、申出があった場合には、事情を聴取したうえで必要に応じた支援と配慮を行っている（評価の視点4-5、点検・評価報告書42頁、資料1-02「2024年度学生募集要項（秋季一般選考・秋季外国人留学生特別選考）」）。

定員管理について、当該専攻の入学定員は30名であるところ、2021～2024年度の入学定員に対する入学者数比率は0.93～1.06となっており、入学者の確保はほぼ適切に行われていると評価できる。なお、これらの年度において、入学者のうち約30～50%が実務経験を有する者で占められていることから、学生の受け入れ方針に適う選抜が行われているといえる。一方、当該専攻の収容定員は60名であるが、2024

年度においては在籍学生数が 68 名とやや超過している。今後の定員管理に課題を残すところがないとはいえないが、長期履修制度の利用学生数や近年の在籍学生数に鑑みるに、適切な定員管理に努めていることがうかがわれる（表 3 参照）（評価の視点 4-6、点検・評価報告書 42～43 頁、基礎データ表 5、表 6、質問事項に対する回答、回答根拠資料 4-1「在籍者数および長期履修学生数」、実地調査時の面談調査）。

表 3：過去 4 年間の入学者数及び在籍学生数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
入学者数 (入学定員 30 名)	31 名	30 名	28 名	32 名
在籍学生数 (収容定員 60 名)	71 名	73 名	64 名	68 名

(基礎データ表 5 及び表 6 に基づき作成)

【項目 14：入学者選抜の実施体制・検証方法】

入学者選抜にあたっては、当該専攻を構成する 3 研究科・院からの配置換え教員と実務家教員が少なくとも各 1 名ずつ加わる「入試委員会」を設置し、同委員会が統括してこれを実施している。筆記試験の実施にあたっては、同委員会が科目ごとに正・副の作題委員を選出し、作成された問題の適切性を入試委員会において複数回にわたって点検・検討したうえで問題を確定している。なお、災害等に備えて予備問題の作成も行い、試験の円滑な実施に備えている。また、口述試験については、口述試験委員を選出し、受験者 1 名あたり 30 分の試験時間を設けて行っている。口述試験の実施及び評価においては、共通確認事項や採点基準を「選抜試験実施要項」に記載し、口述試験委員間での認識の共有を図っており、専任教員がそれぞれの役割を分担しつつ、総体として実施にあっている。口述試験委員には実務家教員も配置するなど、多様な学生確保のため多彩な観点から面接評価を行っている点は評価できる。試験実施後は、「入試委員会」が合格者案を作成し、教育部長及び副部長が加わった「拡大入試委員会」で合格者案を決定したうえで、教育部教授会の議を経て合格者を確定することとしており、入学者選抜を適切かつ公正に実施していると認められる（評価の視点 4-8、4-10、点検・評価報告書 44 頁、資料 4-01「2024 年度秋季入学者選抜試験実施要項」、資料 4-02「2024 年度入学者選抜試験の出題等について」、資料 4-03「2023 年度各種委員会委員名簿」）。

学生の受け入れ方針、選抜基準、方法等の検証については、「入試委員会」「拡大入試委員会」において継続的に実施し、必要に応じて変更を行っている。試験制度の改革にあたっては、教育部教授会において「入試委員会」による素案に対する意見を聴取し、これを踏まえて「入試委員会」「拡大入試委員会」で改革案を作成し、当該改

革案について教育部教授会で承認を得るという手順で実行している。近年の変更としては、受験者数の確保及び学部教育の多様化に対応すべく、2023 年度入学者選抜試験から、社会人特別選考について春季も募集するようにしたことや、2024 年度から一般選考の筆記試験の「法律」及び「政治」区分において科目の選択を可能にしたことが挙げられ、入学者選抜について継続的に検証し、時宜に応じた修正を行う体制を整えている点は評価に値する（評価の視点 4-9、4-10、点検・評価報告書 44 頁、資料 1-02「2024 年度学生募集要項（秋季一般選考・秋季外国人留学生特別選考）」、資料 7-07「2023 年度外部評価委員会評価報告書」、質問事項に対する回答）。

5 学生支援

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 15：学生支援】

学生生活に関する相談・支援体制について、全学的な取組みとして、学生相談総合センターに学生相談室を設置し、修学、進路、性自認、人間関係など、多様な相談に専門のカウンセラーが応じるとともに、ピアサポートユニットを配置してアウトリーチ型の学生支援を提供している。加えて、履修や進路選択に関する相談に応じるラーニングサポート室や保健センターを設置しており、学生の多様なニーズに対応している。当該専攻としては、6名の委員で構成される「学生委員会」が学生の相談と支援にあたり、全学の支援体制を補完している（評価の視点 5-1、点検・評価報告書 46 頁、資料 1-01「公式ホームページ-在学生向け学務情報 学生相談室」、資料 4-03「2023 年度各種委員会委員名簿」、資料 5-01「北海道大学学生相談総合センター規程」、資料 5-02「北海道大学学生相談総合センターホームページ」）。

各種ハラスメントの防止に関しては、全学として「北海道大学ハラスメント防止規程」及び「北海道大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」を定め、相談窓口としてハラスメント相談室を設置し、専門的な知見を有する専門相談員を配置している。また、ポスターやウェブサイトを通じ、学生への周知を図っている。これに加え、当該専攻では「ハラスメント予防推進員」を配置し、ハラスメントの防止に努めている（評価の視点 5-2、点検・評価報告書 46～47 頁、資料 4-03「2023 年度各種委員会委員名簿」、資料 5-03「北海道大学ハラスメント防止規程」、資料 5-04「北海道大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」）。

学生への経済的支援に関しては、全学的な入学料・授業料減免制度や、日本学生支援機構その他民間のさまざまな奨学金制度のほか、当該専攻として独自に「HAT奨学金」及び「HOPS奨学金」を設けて運用している。「HAT奨学金」は、「文と理の融合」の理念を促進するために、特に技術政策コースの入学者を対象とするものであり、「HOPS奨学金」は1年次以外の成績優秀者に対し、勉学を奨励するためのものである。加えて、国際的な視野を備えた人材の養成を企図して、海外留学を積極的に推奨していることから、渡航・滞在費や調査費・参加費を補助する奨学金を設けており、国際フェロシップ・プログラムとして、パリ政治学院春季研修プログラム奨学金、コミュニティ・ディベロップメント・プログラム奨学金、ナルワン・プログラム奨学金、セナ・プログラム奨学金、女性リーダー育成支援プログラム奨学金、海外チャレンジプログラム奨学金を設けている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて海外留学が停止した2020～2021年度を除き、各年度においてプログラムごとに数名に対する支給実績がある。これらの奨学金は、養成する人材像を踏まえた経済的支援として特色あるものと評価できる（評価の視点 5-3、5-8、点検・評価報告書 47 頁、資料 1-01「公式ホームページ-奨学金制度、短期留学プログラム」、資料 5-07

「奨学金制度に対する申し合わせ」、質問事項に対する回答)。

障がいのある者への支援については、全学的な取組みとして、学生相談総合センターにアクセシビリティ支援室を設置し、関係各所との連絡・調整や機器の情報提供、貸与など、希望者の相談に応じて支援をコーディネートしている。当該専攻では、障がいのある者の具体的な要望に応じ、学生委員会がきめ細かな支援をしており、施設等のハード面においても、学生自習室がある文系共用棟にスロープ式通路を設置するなどしてバリアフリー化を徹底するとともに、冬期のスムーズなアクセスを保証すべく自動融雪設備の整備や除排雪体制の構築を行っている(評価の視点5-4、点検・評価報告書47頁、資料5-09「北海道大学学生相談総合センターアクセシビリティ支援室ホームページ」)。

学生のキャリア形成や進路選択に関する相談・支援体制については、当該専攻の教育目標と有機的に連携しつつ支援を展開するため、入学時に全ての学生に担当教員を配置して、履修指導と進路指導を一体的に行う体制を整えている。具体的な支援としては、進路相談面談を6月と1月に実施し、履修指導(兼進路指導)教員が作成した面談結果を、キャリア形成委員がとりまとめ、必要に応じてフォローアップ面談を行うなど、各学生の進路志望を把握したうえできめ細かなサポートを展開するよう努めている。また、全学の北海道大学キャリアセンターと連携して支援にあたりるとともに、特に公務員志望者の就職活動をサポートするために、NPO組織「CAN」と連携して進路支援室「北公会」を設置し、さまざまな情報の提供、面接試験に資するテーマを想定した政策議論、OB・OGミーティング等を実施している。加えて、事例研究科目において、実務家を多数招聘し、学生が各政策分野の最前線で活躍する人材と直に交流し議論することで、キャリア形成への意識づけを強化しているほか、現役の公務員や修了生の協力を得てHOPSセミナーや講演会を開催している(評価の視点5-5、点検・評価報告書47~48頁、資料1-01「公式ホームページ-在学生向け学務情報 学生相談室」、資料2-01「2023年度学生便覧」、資料2-20「2023年度履修指導・進路相談教員一覧」、資料2-21「2023年度第1学期進路相談面談依頼」、資料4-03「2023年度各種委員会委員名簿」、資料5-08「北海道大学キャリアセンターホームページ」、資料5-10「2022年度進路支援室(北公会)活動実績」)。

多様な学生に対する支援として、留学生に対しては、全学として国際教育研究部が留学前から一貫した支援を展開しているほか、学生相談総合センター留学生相談室、ラーニングサポート室、留学生サポート・デスクなど多様な窓口を設けて対応している。当該専攻としては、学生委員会委員のうち3名を留学生委員に任命し、留学生に対して独自のきめ細かな対応を行い、留学生が孤立することのないよう支援に努めている。また、留学生の学習環境への適応と入学前の学習準備の充実を図るため、「北海道大学研究生規程」に基づき、毎年数名の外国人研究生を受け入れている。

社会人学生に対する支援については、定年退職後のセカンド・キャリアの普及や人

材流動性の高まりなど、キャリア・パスが多様化しつつあるなか、当該専攻としてもこれまで以上に社会人学生の教育と支援に力を入れていく必要があることを意識し、最長4年間の長期履修制度を設けるとともに、履修指導教員を割り当て、社会人としての職務をこなしながらも無理なく履修できるよう、個々の学生のニーズを踏まえた支援を行っている。さらに、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まりを受け止めるべく、地方自治体や地方議会等との協力・連携関係を拡充するとともに、社会人学生の修学環境の整備・改善に向けて、2025年度に現在の改革ワーキング・グループを「リカレント教育改革ワーキング・グループ(仮称)」に再編する予定である。この組織において、職に就きながら修学する社会人学生の便宜のための遠隔授業の活用や、休・退職して修学する社会人学生を対象とした奨学金の導入から検討を始め、2030年までに当面必要な措置を講じ終えることを想定している。

加えて、当該専攻に在籍する学生は、2023年度で64名(うち女子22名)のうち留学生17名、社会人学生24名であり、当該大学が重視する多様性と包摂(diversity and inclusion)を実現している。そのための支援に対するニーズは多岐にわたることから、学生の情報を集約し、教員相互の有機的連携を図りつつ機動的に支援を展開すべく、院長室に支援スタッフ2名(学術研究員・事務補佐員)を配置している(評価の視点5-6、5-8、点検・評価報告書48~50頁、資料1-01「公式ホームページ-在学生向け学務情報、研究生出願について」、資料5-02「北海道大学学生相談総合センターホームページ」、資料5-11「北海道大学研究生規程」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査)。

当該専攻に所属する学生の自主的な活動として、網走郡津別町と連携して地方創生に関するフィールドワークを行うグループHALCC(Hokkaido Academic Local Creation Conference)があり、同町の住民との意見交換、フィールド調査を踏まえた研究成果発表や政策提言、同町教育委員会との共同プロジェクト等を積極的に展開している。当該専攻では、学生の自主的活動の支援の一層の充実を図るため、2021年度に津別町との間で包括連携協定を締結している。また、同窓会組織に対する支援として、専攻ウェブサイトから同窓会のウェブサイトへのリンクを設置するとともに、継続的に同窓会会員名簿の提供を受けるなど、協力関係を維持している(評価の視点5-7、点検・評価報告書48頁、資料1-01「公式ホームページ-連携協定・受託研究、北海道大学公共政策大学院同窓会」)。

(2) 特色

- 1) 当該専攻が掲げる「文と理の融合」の理念を実現させるため、技術政策コース入学者を対象とした「HAT奨学金」を設けるとともに、国際的な視野を備えた人材の養成を企図して多数の国際フェロシップ・プログラムに奨学金を設け、海外留学を経済的に支援していることは特色として評価できる(評価の

視点 5-3、5-8)。

6 教育研究等環境

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備】

当該専攻では、主に人文・社会科学総合教育研究棟と文系共同講義棟を利用しており、大規模な講義室からグループディスカッションに対応可能な可動式の机を備えた中小規模の演習室まで、さまざまな規模と機能の教室を整備し、履修者数や授業方法に応じて教室を割り当てている。また、工学院や農学院にも教室を確保し、一部の理系科目の実施にあてている。そのほか、教育ニーズに即して、2021 年度に学生の自習室がある文系共用棟の 2 室（収容人数各 6 名）を、オンライン授業の受講や学生のミーティングに使用可能なバッファールームとして再整備している。なお、人文・社会科学総合教育研究棟にはエレベーターを設置し、バリアフリー化にも配慮している（評価の視点 6-1、6-3、点検・評価報告書 51 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」、実地調査時の施設見学）。

学生が自習できる施設として、人文・社会科学総合教育研究棟と文系共同講義棟とに隣接し、両棟と渡り廊下で接続された文系共用棟に 5 室を整備するとともに、LAN への接続が可能な情報コンセントを設置した専用デスクと書棚が全ての学生に割り当てられている。さらに、学生相互の交流・共同ワークスペースとして、同じく文系共用棟内にミーティングルーム（収容人数 20 名）を用意している。安全確保のため、文系共用棟の玄関及び自習室にはカードキーを用いたオートロックシステムを整備しているほか、バリアフリー化を徹底しており、学生は良好な学習・研究環境で自習室やミーティングルームを終日利用することが可能である。また、学生の自主組織である院生協議会による学習・研究活動環境に関するアンケート調査の結果を踏まえ、学生委員会が院生協議会と検討のうえ、必要な備品等については予算措置を含めて対応している。なお、文系共用棟は経年が進んでいることから、「施設整備委員会（仮称）」を設置し、2025 年度より中期的な施設・設備の整備を見据えた検討を始める予定である（評価の視点 6-2～6-4、6-6、点検・評価報告書 51 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」）。

情報インフラストラクチャーの整備について、当該大学が整備・運用する教育支援ネットワークシステム「E L M S」が利用可能であり、授業で使用したり、グループワークで共同利用するデータを円滑に共有したりすることができるようになっている。また、人文・社会科学総合教育研究棟や文系共同講義棟、工学院、農学院の各教室では学内無線 LAN を整備している。加えて、オンライン授業の運用においては、上述のとおり学生の受講用にバッファールームを設けるとともに、教員に対しては、各教室に加え、自身の個室研究室からも配信できるよう設備を整備している（評価の視点 6-4、点検・評価報告書 52 頁、資料 2-01「2023 年度学生便覧」）。

教育研究に資する人的支援体制について、当該専攻では、学生の多様なニーズに対

応しつつ、教員のさまざまな研究プロジェクトを支援するため、大項目5で既述した院長室の支援スタッフ2名に、教育支援及び研究支援に加え、広報活動に関わる業務、院長秘書業務など教育研究活動における多角的な支援にあたらせている点は、特色ある体制として評価できる。また、文理の枠を超えたキャリア設計を支援しうる専門資格を有する教員と海外研究機関との連絡調整能力を有する教員を、それぞれ院長・副院長の補佐に任命し、院長室の教育研究支援活動のサポートに従事させている（評価の視点6-5、6-6、点検・評価報告書52頁、資料4-03「2023年度各種委員会委員名簿」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

【項目17：図書資料等の整備】

当該専攻では、固有の図書室を有しないものの、学生や教員は学内の各図書館を利用できる。特に、北海道大学附属図書館本館は、約190万冊の蔵書、約3万6000タイトルの雑誌を収蔵しており、そのうち当該専攻の教育研究内容に密接に関連する領域の蔵書も約50万冊所蔵している。学外からのリモートアクセスも可能な電子ジャーナルや電子ブックも整備しており、当該専攻に関連する領域の電子ジャーナルは約1万9000タイトル、データベースは約150リソースであることから、学生の学習や教員の教育研究活動に必要なかつ十分な各種資料が整備されているといえる。また、附属図書館本館は、学生自習室がある文系共用棟と渡り廊下で接続され、アクセスが良く、学生の学習にとって十分な利便性が確保されている。大学院学生と教員には書庫への入室も認められており、書庫内の図書の貸出冊数・期間は、学生45冊60日まで、教員60冊90日までである。開館時間は、平日は8時から22時、土曜日・日曜日・祝日は9時から19時（学生の休業期間中は平日、土曜日・日曜日・祝日ともに9時から17時）となっている。

本館以外にも、北図書館のほか、約9500冊を所蔵する法学研究科・法学部図書室、約9000冊を所蔵する経済学研究院・経済学院・経済学部図書室、約20万5000冊を所蔵する工学研究院・工学院・工学部図書室など、当該大学の豊富な研究資源を最大限に活用することができ、学生の学習や教員の教育研究活動にとって良好な環境が確保されているといえる（評価の視点6-7～6-9、点検・評価報告書53～54頁、資料6-02「北海道大学附属図書館利用規程」、資料6-03「北海道大学附属図書館ホームページ」）。

図書資料等の整備については、基本的には各専任教員が責任をもって行うことになっているが、加えて、本館や北図書館の開架閲覧室に配架するため、毎年度、附属図書館長から、自学学習に役立つ学生用図書や、人文社会科学系の研究科等に必要な基本的図書資料である「特別図書」の部局選定が依頼され、図書委員が教員の要望をとりまとめて図書を推薦している（評価の視点6-9、点検・評価報告書53頁）。

【項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価】

当該専攻の専任教員の週あたり授業担当時間数は、エクスターンシップ（「公共政策実務演習Ⅰ・Ⅱ」「官民連携実務演習Ⅰ・Ⅱ」）とリサーチペーパー作成指導（「公共政策特別研究Ⅰ・ⅡA・ⅡB」）を除き、2023年度では週あたり3コマ程度であり、教育の準備及び研究に十分配慮した水準であるといえる（評価の視点6-10、点検・評価報告書54頁、基礎データ表3）。

また、専任教員に対しては個人研究費を優先的に配分するよう努めており、2023年度においては、原籍部局における配分額を勘案し、法学研究科からの配置換え教員に47万9700円、経済学研究院からの教員に72万1800円、工学研究院からの教員に104万7600円、その他の教員（中央省庁から派遣された実務家教員を含む）に47万9700円を一律に支給している。加えて、全ての専任教員に、十分なスペース及びネットワーク環境を確保した個室の研究室を整備している。さらに、教員の教育研究活動に必要な機会として、全学のサバティカル研修制度に加え、2023年度より運用を開始した当該専攻独自の研究期間制度により、運用初年度から1名の教員が在外研究を行っており、専任教員の教育研究環境の改善に資する取組みを進めている（評価の視点6-11、6-12、点検・評価報告書54～55頁、基礎データ表8、資料6-05「サバティカル研修に関する申し合わせ」、資料6-06「研究期間に関する申し合わせ」、質問事項に対する回答）。

専任教員の教育活動、研究活動、社会及び組織内への貢献状況に対しては、部局として定期的に自己点検・評価活動を行っている。特に教育活動については、学生による授業アンケートを利用して教務委員会が評価を行うとともに、毎年1回、教育課程連携協議会において状況を報告し、総合的な評価を受けている。また、研究活動や社会貢献については、教員相互のピア・レビューが重要であるとの考えから、網羅的にウェブサイト上に実績を記載し、教員間での情報共有を促している。当該専攻では、社会との連携を重視し、教育活動や研究活動と同程度の重みづけをもって専任教員の社会貢献活動を評価しており、シンポジウムやセミナーなど、さまざまな公開イベントの積極的な企画・実施につながっている点は評価できる。そのほか、年俸制適用教員と中央省庁から派遣され全学運用教員として雇用されている実務家教員に対しては、毎年度、教員に活動実績の報告を求め、それをもとに教育部長が業績を評価している（評価の視点6-13、6-14、点検・評価報告書55頁）。

(2) 特色

- 1) 教育研究に資する人的支援体制として、院長室に支援スタッフを常置して、当該専攻の教育研究活動に対して多角的な支援を行っていることは、特色として評価できる（評価の視点6-5、6-6）。

7 点検・評価、情報公開

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目 19：点検・評価】

当該専攻では、「北海道大学大学院公共政策学連携研究部・教育部質保証委員会内規」に基づき、「質保証委員会」（旧評価委員会）が中心となって自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価及び外部評価の実施の頻度につき規定上の定めはないが、現時点では公益財団法人大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価と足並みを揃え、5年に1度、公共政策系専門職大学院基準の評価項目に準じて実施することを通例としている。直近では2023年度に自己点検・評価を実施し、「質保証委員会」が作成した「自己点検・評価報告書」を、外部の有識者で構成する「外部評価委員会」による外部評価に付し、「外部評価委員会報告書」を作成・公表している。

「外部評価委員会」の委員には、「文と理の融合」「理論と実践の架橋」の理念を反映すべく、各界から幅広い人材に委嘱するとともに、自己点検・評価活動の主力を担う「質保証委員会」においても、実務家教員と研究者教員の双方が在籍するよう工夫している（評価の視点 7-1、7-2、7-4、7-5、点検・評価報告書 56 頁、資料 1-01「公式ホームページ-評価報告書」、資料 7-01「質保証委員会内規」、資料 7-02「外部評価委員会要項」、資料 7-07「2023 年度外部評価委員会評価報告書」）。

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、2019 年度の公共政策系専門職大学院認証評価の結果において、10 点の検討課題を指摘されたが、2020 年度に改善報告書を提出のうえ、これまでにそれらの問題点を着実に改善していることが認められる（評価の視点 7-3、7-4、点検・評価報告書 57～61 頁）。

【項目 20：情報公開】

当該専攻では、自己点検・評価及び外部評価の結果並びに公共政策系専門職大学院認証評価の結果を、過年度分も含めてウェブサイトに掲載しており、学内外に広く公表していることから、社会に対する説明責任を十分に果たしている（評価の視点 7-6、7-7、点検・評価報告書 62 頁、資料 1-01「公式ホームページ-評価報告書」）。

当該専攻の諸活動や運営状況については、教育、研究、社会貢献、評価等の分野を問わず、ほぼ全ての活動をウェブサイト上で詳細に公開している。ウェブサイトでは、コンテンツの充実にも力を注いでおり、当該専攻所属の研究者の活動を網羅的に紹介する「HOPSからの発信」ページを設けるとともに、複数のSNSを活用した双方向の情報交流も行っている点は、特色として評価できる。なお、広報活動におけるウェブサイトの重要性に鑑み、2025 年度に「広報委員会」のなかに新たに「ホームページ運用委員（仮称）」を設け、情報発信の強化策を検討・実施していくとしている。また、大学院案内を毎年度作成し、さまざまなイベントや入試説明会等の機会に広く配布するとともに、同じく毎年度刊行する『年報 公共政策学』誌上でも、活動

の実績と成果を詳細に報告している点は特色といえる。さらに、公開の研究会やセミナー、シンポジウム等を数多く開催し、当該専攻の取組みを社会に周知する機会とするとともに、教育・研究成果の社会への積極的な還元に努めている。なお、情報公開に際しては、「北海道大学個人情報管理規程」等の諸規程に則り、個人情報の取扱いに慎重を期している（評価の視点 7-8、7-9、点検・評価報告書 62 頁、資料 1-01「公式ホームページ-年報 公共政策学、HOPS からの発信」、資料 1-04「2023-2024 大学院案内」、資料 7-08「北海道大学個人情報管理規程」）。

(2) 特 色

- 1) 『年報 公共政策学』を毎年度刊行し、教員の研究成果等を積極的に公表するとともに、ウェブサイトのコンテンツの充実、複数の SNS を活用した双方向の情報交流にも力を注いでいる点は、情報公開における特色として評価できる（評価の視点 7-8、7-9）。

以 上